

改正

平成25年9月25日規則第23号

平成26年2月28日規則第9号

野木町企業誘致条例施行規則

(総則)

第1条 この規則は、野木町企業誘致条例（平成18年野木町条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工場 物の生産及び加工を行う施設で、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号。以下「産業分類」という。）による大分類Fの製造業の用に供する施設とする。ただし、廃棄物処理業等を除く。
- (2) 研究所 理学、工学、農学、医学及び薬学に関する学術的研究、試験並びに開発研究を行う施設で、産業分類による小分類811の自然科学研究所の用に供する施設とする。
- (3) その他事業所 別表第1に掲げる産業分野に係る事業の用に供する施設のうち、町長が認める施設とする。

(事業者)

第3条 条例第2条第5号で定めるその他規則で定める者とは、誘致地域において、賃借者が対象施設の新設又は増設を行う目的において土地を購入した場合の賃貸者をいう。

(指定の申請)

第4条 条例第4条第2項の規定により指定の申請をしようとする事業者は、指定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象施設の建設工事等発注契約日（借地借家奨励金については、操業を開始した日）から起算して60日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記簿謄本又は住民票の写し
- (2) 法人の定款又はこれに類するもの
- (3) 事業概要説明書
- (4) 建設工事等計画書又は賃貸借契約書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(指定の通知)

第5条 町長は、条例第4条第3項の規定により指定したときは、指定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 前条の規定による通知を受けた事業者が、条例第3条第1項各号に掲げる奨励金の交付を受けようとするときは、別表第2に定めるところにより、奨励金交付申請書（別記様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、奨励金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた指定事業者が、当該奨励金の交付を請求しようとするときは、別表第2に定めるところにより、奨励金交付請求書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、財政上必要がある場合は、奨励金を分割して交付することができる。

(申請事項の変更)

第9条 指定事業者は、第5条の規定による指定通知又は第7条第2項の規定による交付決定通知があった後に第4条又は第6条の規定による申請事項に変更が生じたときは、指定申請事項変更承認願（別記様式第6号）又は奨励金交付申請事項変更承認願（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(変更事項の承認等)

第10条 町長は、前条の変更承認願を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、変更事項を承認することができる。

2 町長は、前項の規定により変更事項を承認したときは、指定事項変更承認通知書（別記様式第8号）又は奨励金交付決定事項変更承認通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(取消しの通知)

第11条 町長は、条例第6条の規定により指定を取り消すときは、指定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知により指定を取り消した場合において、奨励金の交付決定を取り消すときは、奨励金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

（奨励金の返還命令）

第12条 町長は、条例第7条の規定により奨励金の返還を命ずるときは、奨励金返還命令書（別記様式第12号）により行うものとする。

（奨励金の返還額）

第13条 条例第7条第3項の規則で定める奨励金の返還額は、交付決定を受けた日から、操業を廃止又は休止した日までの期間の年数に応じて、奨励金の交付決定をした額を5で除して得た金額に、操業期間が5年に満たない期間の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り上げる。）を乗じた金額とする。

（承継の届出等）

第14条 条例第8条の規定により指定事業者の事業を承継した者は、指定事業承継承認願（別記様式第13号）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

- （1） 承継の事実を証する書類
- （2） その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の指定事業承継承認願を受理したときは、これを審査し、相当と認めた場合は、指定事業承継承認通知書（別記様式第14号）により通知するものとする。

（操業の開始、事業休止等の届出）

第15条 指定事業者は、指定を受けた対象施設が操業を開始したときは、操業開始届（別記様式第15号）を、事業を休止し、又は廃止したときは、事業休（廃）止届（別記様式第16号）を直ちに町長に提出しなければならない。

（証票）

第16条 条例第9条第2項に規定する証票は、別記様式第17号による。

（委任）

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月25日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日規則第9号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

産業分野

(1) 医療・福祉関連分野
(2) 生活文化関連分野
(3) 情報通信関連分野
(4) 新製造技術関連分野
(5) 流通・物流関連分野
(6) 環境関連分野（廃棄物処理業等を除く。）
(7) ビジネス支援関連分野
(8) 海洋関連分野
(9) バイオテクノロジー関連分野
(10) 都市環境整備関連分野
(11) 航空・宇宙（民需）関連分野
(12) 新エネルギー・省エネルギー関連分野
(13) 人材関連分野
(14) 国際化関連分野
(15) 住宅関連分野

別表第2（第6条、第8条関係）

奨励金の交付申請及び交付請求

奨励金の区分	奨励金の交付申請		奨励金の交付請求	
	申請期間	添付書類	請求期間	添付書類
施設設置奨励金	交付を受けようとする各年度において、その年度の固定資産税を完納した翌年度の12月末日まで	(1) 投下固定資産額に係る固定資産税課税明細書の写し (2) その他町長が必要	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	前年度町税等完納を証する写し

	とする。	と認める書類		
用地取得奨励金	操業開始の日から起算して1年以内とする。	(1) 土地の購入代金の金額の支払いを明らかにする書類 (2) その他町長が必要と認める書類	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	
借地借家奨励金	交付を受けようとする各年度において、その年度の賃借料を完納した翌年度の12月末日までとする。	(1) 土地又は家屋の賃借料を明らかにする書類 (2) その他町長が必要と認める書類	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	前年度賃借料の支払いを証する写し
雇用促進奨励金	新規雇用従業員又は転属従業員を常勤従業員として雇用した場合操業開始の日から起算して1年を経過した日の属する年度の翌年度の12月末日までとする。	(1) 住民票の写し (2) 雇用の事実を証明する書類 (3) 雇用保険被保険者証の写し (4) その他町長が必要と認める書類	交付決定通知書を受け取った日から起算して30日以内とする。	

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第6条関係）

別記様式第4号（第7条関係）

別記様式第5号（第8条関係）

別記様式第6号（第9条関係）

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第8号（第10条関係）

別記様式第9号（第10条関係）

別記様式第10号（第11条関係）

別記様式第11号（第11条関係）

別記様式第12号 (第12条関係)

別記様式第13号 (第14条関係)

別記様式第14号 (第14条関係)

別記様式第15号 (第15条関係)

別記様式第16号 (第15条関係)

別記様式第17号 (第16条関係)